

# 高梁市町内会支援新制度 平成29年4月からスタート!



町内会としての役割を果たすことが難しくなった町内会が増加していることから、町内会を支えるための各制度を整理するとともに、新たな制度を創設しました。町内会の中での支え合いを基本とし、支え合えないところには近隣町内会と共同での活動を促進することとしました。

## 1 「ご町内振り返りチェックシート」の作成

町内会を振り返るきっかけづくり、「ご町内振り返りチェックシート」(P33)を記入し、困りごとを洗い出してみましょ。\*ご町内振り返りチェックシートを提出することで、奨励金を受け取ることができます。

## 2 「町内会等支援総合メニュー」での検討

洗い出した困りごとを解決するために、「高梁市町内会等支援総合メニュー」(P3~4)を活用し、困りごとに対応できる支援策があるかどうか話し合ってみましょ。

## 3 町内会等支援総合メニュー申請確認書の提出

困りごとに対応できる支援策、利用したい支援策を選び、「高梁市町内会等支援総合メニュー申請用紙提供希望調書」(P5)に、町内会長が記入して、市民課へ提出。そこから各制度開始の手続きが始まります。また、「高梁市町内会等支援総合メニュー支払金の口座振込申出書」(P6)の提出により補助金等支払い時の手続きも簡素化しています。

## 4 「主要な支援メニュー」

### ① 拡充・・・「道路維持管理作業報奨金」

市道等の維持管理作業(草刈り等)を同一区間において、年2回以上実施する場合にその内容に応じて報奨金を交付します。\*2町内会以上共同で実施する場合、報奨金を増額します。

### ② 安心・安全なまちづくりのために! 「安心・安全啓発推進事業(奨励金・補助金)」

町内会で行う清掃・美化活動や、防犯灯のLED化、防犯カメラの設置などに奨励金または補助金を支給します。

### ③ ご町内の底力! 「支え合い奨励金」

町内会の中で困っている人を把握し、その困りごと(買物支援、外出支援、書類の代筆など)を町内会の中で解決していくことに対し奨励金を支給します。1世帯につき月額500円。(上限6ヵ月3,000円)

町内会での対応ができない場合・・・老人クラブ等他の団体・主体が支援しても対象となります。(ただし、申請者は該当の町内会長名とする)

### ④ 共同で助け合い! 「共同活動奨励金」

複数の町内会が共同で活動することで課題を解決するという取り組みに対し奨励金を交付します。

## 5 町内会活動奨励金の廃止

上記メニューの新設に伴い、平成28年度まで実施していた「町内会活動奨励金」は廃止します。

## <平成29年度町内会等支援総合メニュー>

### (1)-① 行政協力報償金 <継続> 市民課

行政協力役員等に対する報償(P8~9)

- (1)12月町内会長宛文書にて様式の送付
- (2)平成30年1月31日までに市民課へ提出

### (2)-① 道路維持管理作業報奨金 <拡充継続>

建設課 西部土木事務所 農林課

市道等の草刈りなどの奨励金(P10~13)

- (1)1回目の実施後「事業実施明細書」を建設課等へ提出
- (2)2回目の実施後「事業実施明細書」「実施報告総括表」を建設課等へ提出

### (2)-② ごみ減量化協力団体報奨金 <継続> 環境課

資源回収を実施した場合の奨励金(P14~17)

### (2)-③ 地域集会所整備費補助金 <継続> 市民課

集会所の整備に係る補助金(P18~19)

- \*これから要望をする場合…平成29年10月上旬までに要望してください
- 「地域集会所整備事業要望書」(P19)を市民課へ提出(整備は翌年度)
- \*昨年度に要望をだしている場合
- 「高梁市地域集会所整備費補助金交付申請書」を市民課へ提出
- \*市民課へ事前に確認をお願いします

### (2)-④ ごみ等収集施設設置費補助金 <継続> 環境課

ごみステーションの新設、修繕に係る補助(P20~21)

### (3)-① 自主防災組織活動促進事業補助金 <継続> 総務課

資機材整備費や訓練実施費用、組織設置の費用などを助成(P22~23)

### (3)-② 消火栓用設備貸付事業 <拡充継続> 警防課

消火栓用設備を無償貸付(3年間)(P24~25)

### (3)-③ 安心・安全啓発推進事業奨励金 <新規> 市民課

清掃・美化活動に係る奨励金(P26~27)

- (1)事業完了後「高梁市安心・安全啓発推進事業奨励金申請書兼請求書」(P27)を市民課へ提出

### (3)-④ 安心・安全啓発推進事業補助金 <新規> 市民課

防犯灯設置、防犯カメラ設置、防犯設備修繕の補助金(P28~31)

- (1)「高梁市安心・安全啓発推進事業補助金交付申請書」を市民課へ提出
- (2)市民課より交付決定⇒町内会にて事業実施⇒完了・支払終了後
- (3)「高梁市安心・安全啓発推進事業補助金実績報告書」を市民課へ提出

### (4)-① ご町内振り返り奨励金 <新規> 市民課

自分たちの町内会を振り返っていただくことに奨励金(P32~35)

- (1)平成29年6月30日までに「ご町内振り返りチェックシート表」、「ご町内振り返り奨励金請求書裏」(P33~34)を市民課へ提出

### (4)-② 支え合い奨励金 <新規> 市民課

町内会内の世帯の困りごとを町内会の中で解決することに対し奨励金(P35~37)

- (1)平成29年8月31日までに「支え合い奨励金申請書」(P37)を市民課へ提出
- \*予算額を超えている場合、平成29年9月1日以降の申請は奨励金支給ができない場合がありますのでご注意ください
- (2)市民課より「交付確認書」を送付します
- \*上限額を設定しています
- (3)事業完了後「支え合い奨励金実績報告書兼請求書」を市民課へ提出

### (4)-③ 共同活動奨励金 <新規> 市民課

町内会が共同で活動することへの奨励金(P38~42)

- (1)「共同活動奨励金共同計画書」(P39)を市民課へ提出
- \*複数町内会にて同様の内容で作成してください
- (2)事業完了後「共同活動奨励金実績報告書」、「共同活動奨励金請求書」(P40~41)を市民課へ提出

## 手続きの流れ

